

○厚生労働省令第二十七号

職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第三十条第一項、第三十二条の三第一項第一号、第三十三条の三第二項及び第三十五条の規定に基づき、職業安定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月二十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

職業安定法施行規則の一部を改正する省令

職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(法第三十条に関する事項) 第十八条 (略)</p> <p>2 6 (略)</p> <p>7 法第三十三条の三第一項の規定による届出をした法人が法第三十条第一項の規定による許可を申請するときは、第三項第一号イ、ロ及びトからヲまでに掲げる書類を添付することを要しない。ただし、当該書類により証明しようとする事項が当該法人に係る法第三十三条の三第一項の規定による届出又は同条第二項において準用する法第三十二条の七第一項の規定による届出の際に添付した書類により証することができない場合における当該書類については、この限りでない。</p> <p>8 11 (略)</p> <p>(法第三十二条の三に関する事項) 第二十条 (略)</p> <p>2 3 (略)</p> <p>4 有料職業紹介事業者は、法第三十二条の三第一項第二号に規定する手数料表に基づき手数料を徴収する場合であつて、その紹介により就職した者のうち労働者災害補償保険法施行規則(昭和三十年労働省令第二十二号)第四十六条の十八第五号の作業に従事する者に係る労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第十条第二項第三号の第二種特別加入保険料(以下この項及び別表において「第二種特別加入保険料」という。)に充てるべきものを徴収しようとするときは、当該手数料表において、第二種特別加入保険料に充てるべき手数料を徴収する旨及び当該手数料の額を定めるものとし、この場合において、当該手数料の額は、当該従事する者に支払われた賃金額の千分の</p>	<p>(法第三十条に関する事項) 第十八条 (略)</p> <p>2 6 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>7 10 (略)</p> <p>(法第三十二条の三に関する事項) 第二十条 (略)</p> <p>2 3 (略)</p> <p>4 有料職業紹介事業者は、法第三十二条の三第一項第二号に規定する手数料表に基づき手数料を徴収する場合であつて、その紹介により就職した者のうち労働者災害補償保険法施行規則(昭和三十年労働省令第二十二号)第四十六条の十八第五号の作業に従事する者に係る労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第十条第二項第三号の第二種特別加入保険料(以下この項及び別表において「第二種特別加入保険料」という。)に充てるべきものを徴収しようとするときは、当該手数料表において、第二種特別加入保険料に充てるべき手数料を徴収する旨及び当該手数料の額を定めるものとし、この場合において、当該手数料の額は、当該従事する者に支払われた賃金額の千分の</p>

五・五に相当する額以下としなければならない。

5(8) (略)

(法第三十二条の八に関する事項)

第二十四条 法第三十二条の八第一項の規定による届出をしようとする者は、当該有料の職業紹介事業を廃止した日から十日以内に、有料の職業紹介事業を行う全ての事業所に係る有料許可証を添えて、有料職業紹介事業廃止届出書(様式第七号)を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(法第三十三条に関する事項)

第二十五条 第十八条第一項から第八項まで、第二十一条、第二十二條第一項及び第七項、第二十三条、第二十四条並びに第二十四条の四から第二十四条の八まで(第二十四条の五第一項第二号並びに前条第三項第四号及び第五号並びに第六項の規定を除く。)の規定は、法第三十三条第一項の許可を受けて行う無料の職業紹介事業及び同項の許可を受けた者について準用する。この場合において、第十八条第一項中「第三十条第二項」とあるのは「第三十条第四項において準用する法第三十条第二項」と、「有料職業紹介事業許可申請書(様式第一号)」とあるのは「無料職業紹介事業許可申請書(様式第一号)」と、第十八条第二項中「第三十条第二項第五号」とあるのは「第三十条第四項において準用する法第三十条第二項第五号」と、第十八条第三項中「第三十条第三項」とあるのは「第三十条第四項において準用する法第三十条第三項」と、第十八条第四項中「第三十条第三項」とあるのは「第三十条第四項において準用する法第三十条第三項」と、「有料職業紹介事業計画書(様式第二号)」とあるのは「無料職業紹介事業計画書(様式第二号)」と、第十八条第五項中「第三十条第一項」とあるのは「第三十条第一項」と、「第三十条第一項」とあるのは「第三十条第一項」と、第十八条第六項中「第三十条第一項」とあるのは「第三十条第一項」と、「第三十条第一項」とあるのは「第三十条第一項」と、「第三十

六・五に相当する額以下としなければならない。

5(8) (略)

(法第三十二条の八に関する事項)

第二十四条 法第三十二条の八第一項の規定による届出をしようとする者は、当該有料の職業紹介事業を廃止した日から十日以内に、有料の職業紹介事業を行うすべての事業所に係る有料許可証を添えて、有料職業紹介事業廃止届出書(様式第七号)を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(法第三十三条に関する事項)

第二十五条 第十八条第一項から第七項まで、第二十一条、第二十二條第一項及び第七項、第二十三条、第二十四条並びに第二十四条の四から第二十四条の八まで(第二十四条の五第一項第二号の規定を除く。)の規定は、法第三十三条第一項の許可を受けて行う無料の職業紹介事業及び同項の許可を受けた者について準用する。この場合において、第十八条第一項中「第三十条第二項」とあるのは「第三十条第四項において準用する法第三十条第二項」と、「有料職業紹介事業許可申請書(様式第一号)」とあるのは「無料職業紹介事業許可申請書(様式第一号)」と、第十八条第二項中「第三十条第二項第五号」とあるのは「第三十条第四項において準用する法第三十条第二項第五号」と、第十八条第三項中「第三十条第三項」とあるのは「第三十条第四項において準用する法第三十条第三項」と、第十八条第四項中「第三十条第三項」とあるのは「第三十条第四項において準用する法第三十条第三項」と、「有料職業紹介事業計画書(様式第二号)」とあるのは「無料職業紹介事業計画書(様式第二号)」と、第十八条第五項中「第三十条第一項」とあるのは「第三十条第一項」と、「第三十条第一項」とあるのは「第三十条第一項」と、第十八条第六項中「第三十条第一項」とあるのは「第三十条第一項」と、「第三十

第二項中「有料許可証」とあるのは「無料許可証」と、第二十四条の四第三項中「第三十二条の十二第三項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十二第三項」と、第二十四条の五第一項及び第二項中「第三十二条の十三」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十三」と、第二十四条の五第四項中「手数料表、返戻金制度に関する事項を記載した書面及び業務の運営に関する規程」とあるのは「業務の運営に関する規程」と、第二十四条の六中「第三十二条の十四」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十四」と、第二十四条の七第一項中「第三十二条の十五」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十五」と、「求人求職管理簿及び手数料管理簿」とあるのは「求人求職管理簿」と、第二十四条の八第二項中「第三十二条の十六第一項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十六第一項」と、「有料職業紹介事業報告書（様式第八号）」とあるのは「無料職業紹介事業報告書（様式第八号）」と、第二十四条の八第三項中「第四号及び第五号に掲げる事項にあつてはその時点における情報を、それぞれ」とあるのは「それぞれ」と、第二十四条の八第五項中「第三十二条の十六第三項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十六第三項」と読み替えるものとする。

2
(略)

2
第二十五条の二 (略)
(法第三十三条の二に関する事項)

2 法第三十三条の二第一項の規定により無料の職業紹介事業を行うおうとする同項各号に掲げる施設の長（以下この条において単に「施設の長」という。）は、厚生労働省人材開発統括官（以下「人材開発統括官」という。）の定める手続及び様式に従い、厚生労働大臣に届け出なければならない。

3
4 (略)

十四条の四第三項中「第三十二条の十二第三項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十二第三項」と、第二十四条の五第一項及び第二項中「第三十二条の十三」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十三」と、第二十四条の五第四項中「手数料表、返戻金制度に関する事項を記載した書面及び業務の運営に関する規程」とあるのは「業務の運営に関する規程」と、第二十四条の六中「第三十二条の十四」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十四」と、第二十四条の七第一項中「第三十二条の十五」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十五」と、「求人求職管理簿及び手数料管理簿」とあるのは「求人求職管理簿」と、第二十四条の八第二項中「第三十二条の十六」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十六」と、「有料職業紹介事業報告書（様式第八号）」とあるのは「無料職業紹介事業報告書（様式第八号）」と読み替えるものとする。

2
(略)

2
第二十五条の二 (略)
(法第三十三条の二に関する事項)

2 法第三十三条の二第一項の規定により無料の職業紹介事業を行うおうとする同項各号に掲げる施設の長（以下この条において単に「施設の長」という。）は、職業安定局長の定める手続及び様式に従い、厚生労働大臣に届け出なければならない。

3
4 (略)

5 法第三十三条の二第一項の規定により無料の職業紹介事業を行う施設の長は、人材開発統括官の定める手続及び様式に従い、事業報告書を作成し、厚生労働大臣に届け出なければならぬ。

6 第二十四条の五第一項から第三項まで（同条第一項第二号の規定を除く。）及び第二十四条の七及び第二十四条の八第三項（第四号及び第五号の規定を除く。）から第五項までの規定は、法第三十三条の二第一項の規定により同項各号の施設の長が行う無料の職業紹介事業及び同条の職業紹介事業を行う施設の長について準用する。この場合において、第二十四条の五第一項中「第三十二条の十三」とあるのは「第三十三条の二第七項において準用する法第三十二条の十三」と、同項第一号中「求人者の情報及び求職者の個人情報」とあるのは「求職者の個人情報」と、同条第二項中「第三十二条の十三」とあるのは「第三十三条の二第七項において準用する法第三十二条の十三」と、「書面の交付」とあるのは「書面の交付等」と、第二十四条の七第一項中「第三十二条の十五」とあるのは「第三十三条の二第七項において準用する法第三十二条の十五」と、「求人求職管理簿及び手数料管理簿」とあるのは「求人求職管理簿」と、第二十四条の八第三項中「職業安定局長の定めるところによりインターネットを利用して」とあるのは「人材開発統括官の定めるところにより」と、「第四号及び第五号に掲げる事項にあつてはその時点における情報を、それぞれ、提供しなければ」とあるのは「それぞれ、提供しよう努めなければ」と、同条第四項中「提供しなければ」とあるのは「提供しよう努めなければ」と、同条第五項中「第三十二条の十六第三項」とあるのは「第三十三条の二第七項において準用する法第三十二条の十六第三項」と、「行わなければ」とあるのは「行おう努めなければ」と読み替えるものとする。

2 （法第三十三条の三に関する事項）

第二十五条の三（略）

2 第十八条第一項、第二項及び第四項、第二十三条第一項から第

5 法第三十三条の二第一項の規定により無料の職業紹介事業を行う施設の長は、職業安定局長の定める手続及び様式に従い、事業報告書を作成し、厚生労働大臣に届け出なければならぬ。

6 第二十四条の五第一項から第三項まで（同条第一項第二号の規定を除く。）及び第二十四条の七の規定は、法第三十三条の二第一項の規定により同項各号の施設の長が行う無料の職業紹介事業及び同条の職業紹介事業を行う施設の長について準用する。この場合において、第二十四条の五第一項中「第三十二条の十三」とあるのは「第三十三条の二第七項において準用する法第三十二条の十三」と、同項第一号中「求人者の情報及び求職者の個人情報」とあるのは「求職者の個人情報」と、同条第二項中「第三十二条の十三」とあるのは「第三十三条の二第七項において準用する法第三十二条の十三」と、「書面の交付」とあるのは「書面の交付等」と、第二十四条の七第一項中「第三十二条の十五」とあるのは「第三十三条の二第七項において準用する法第三十二条の十五」と、「求人求職管理簿及び手数料管理簿」とあるのは「求人求職管理簿」と読み替えるものとする。

2 （法第三十三条の三に関する事項）

第二十五条の三（略）

2 第十八条第一項、第二項及び第四項、第二十三条第一項から第

六項まで、第二十四条、第二十四条の四第一項及び第三項並びに第二十四条の五から第二十四条の八まで（第二十四条の五第一項第二号並びに第二十四条の八第三項第四号及び第五号並びに第六項の規定を除く。）の規定は、法第三十三条の三第一項の届出をして行う無料の職業紹介事業及び同項の届出をした法人について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十四条 (略)	第二十三条 第六項	(略)	第二十三条の三 第三項第一号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類	(略)	第二十五条の三 第三項第一号に掲げる書類
	第二十三条 第五項	(略)	法人にあつては第十八条第三項第一号に掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書を、個人にあつては同項第二号ハの書類のうち履歴書及び受講証明書	(略)	第二十五条の三 第三項第四号に掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書
第二十四条 (略)	第三項	(略)	第十八条第三項第一号ト、チ、リ及びびヌ	(略)	第二十五条の三 第三項第二号から第三号まで
	(略)	(略)	第十八条第三項第一号リ	(略)	第二十五条の三 第三項第四号

六項まで、第二十四条、第二十四条の四第一項及び第三項並びに第二十四条の五から第二十四条の八まで（第二十四条の五第一項第二号の規定を除く。）の規定は、法第三十三条の三第一項の届出をして行う無料の職業紹介事業及び同項の届出をした法人について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十四条 (略)	第二十三条 第六項	(略)	第二十三条の三 第三項第一号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類	(略)	第二十五条の三 第三項第一号から第三号までに掲げる書類
	第二十三条 第五項	(略)	法人にあつては第十八条第三項第一号に掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書を、個人にあつては同項第二号ハの書類のうち履歴書及び受講証明書	(略)	第二十五条の三 第三項第六号に掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書
第二十四条 (略)	第三項	(略)	第十八条第三項第一号ト、チ、リ及びびヌ	(略)	第二十五条の三 第三項第四号から第七号まで
	(略)	(略)	第十八条第三項第一号リ	(略)	第二十五条の三 第三項第六号

の八第二項		第二項において準用する法第三十二条の十六第一項
第二十四条の八第三項	(略)	(略)
第二十四条の八第五項	第四号及び第五号に掲げる事項にあつてはその時点における情報を、それぞれ	それぞれ
	法第三十二条の十六第三項	法第三十三条の三第二項において準用する法第三十二条の十六第三項

3 法第三十三条の三第二項において準用する法第三十条第三項の

厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 定款若しくは寄附行為又は登記事項証明書
- (削る)
- (削る)

二〇七 (略)

4 派遣元事業主等が法第三十三条の三第一項の規定による届出をするとき又は労働者派遣事業の許可を受けようとする者が同時に同項の規定による届出をするときは、前項第一号に掲げる書類を

の八第二項		第二項において準用する法第三十二条の十六
(新設)	(略)	(略)
(新設)		

3 法第三十三条の三第二項において準用する法第三十条第三項の

厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 定款又は寄附行為
- 二 登記事項証明書
- 三 役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類
 - イ 当該役員の法定代理人が個人である場合 当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書
 - ロ 当該役員の法定代理人が法人である場合 当該法定代理人に係る前二号に掲げる書類（法定代理人の役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、当該役員の法定代理人（法人に限る。）に係る前二号に掲げる書類又は当該役員の法定代理人（個人に限る。）の住民票の写し及び履歴書を含む。）
- 四〇九 (略)

4 派遣元事業主等が法第三十三条の三第一項の規定による届出をするとき又は労働者派遣事業の許可を受けようとする者が同時に同項の規定による届出をするときは、前項第一号から第三号まで

添付することを要しない。ただし、当該書類により証明しようとする事項が当該者に係る労働者派遣事業の許可の申請、労働者派遣法第十条第二項の規定による許可の有効期間の更新の申請又は労働者派遣法第十一条第一項の規定による届出の際に添付した書類により証することができない場合における当該書類については、この限りでない。

5 (略)

(法第五十四条に関する事項)

第三十五条 (略)

2 学校(小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。))及び幼稚園(特別支援学校の幼稚部を含む。))を除く。)、専修学校、職業能力開発促進法第十五条の七第一項各号に掲げる施設又は職業能力開発総合大学校(以下この条において「施設」と総称する。))を新たに卒業しようとする者(以下この項において「新規学卒者」という。))を雇い入れようとする者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ、公共職業安定所及び施設の長(業務分担学校長及び法第三十三条の二第一項の規定により届出をして職業紹介事業を行う者に限る。))に人材開発統括官が定める様式によりその旨を通知するものとする。

一〜三 (略)

3〜5 (略)

別表(第二十條関係)

種類 (略)	手数料の最高額	徴収方法
	第二種特別 加入保険料 五・五に相当する額	支払われた賃金額の千分の 賃金が支払われた

に掲げる書類を添付することを要しない。ただし、当該書類により証明しようとする事項が当該者に係る労働者派遣事業の許可の申請、労働者派遣法第十条第二項の規定による許可の有効期間の更新の申請又は労働者派遣法第十一条第一項の規定による届出の際に添付した書類により証することができない場合における当該書類については、この限りでない。

5 (略)

(法第五十四条に関する事項)

第三十五条 (略)

2 学校(小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。))及び幼稚園(特別支援学校の幼稚部を含む。))を除く。)、専修学校、職業能力開発促進法第十五条の七第一項各号に掲げる施設又は職業能力開発総合大学校(以下この条において「施設」と総称する。))を新たに卒業しようとする者(以下この項において「新規学卒者」という。))を雇い入れようとする者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ、公共職業安定所及び施設の長(業務分担学校長及び法第三十三条の二第一項の規定により届出をして職業紹介事業を行う者に限る。))に厚生労働省人材開発統括官(以下「人材開発統括官」という。))が定める様式によりその旨を通知するものとする。

一〜三 (略)

3〜5 (略)

別表(第二十條関係)

種類 (略)	手数料の最高額	徴収方法
	第二種特別 加入保険料 六・五に相当する額	支払われた賃金額の千分の 賃金が支払われた

に充てるべ
き手数料

日以降求人者から
徴収する。

に充てるべ
き手数料

日以降求人者から
徴収する。

附 則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。